平成２７年（フ）第５３号
川崎市麻生区岡上144番地　サニークレスト鶴川306
債務者　南　　真司
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５８号
川崎市多摩区三田４丁目12番地４　エクレームハイム201
債務者　櫻田　律子
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第７１号
川崎市高津区二子２丁目１番３号　東海ビル３階
債務者　中島　桃美
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第８１号
川崎市中原区木月２丁目21番４号　中内久夫方
債務者　竹山　達也
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第８８号
川崎市宮前区初山２丁目16番２―406号
債務者　岡田　哲也
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１１４号
川崎市高津区久本３丁目４番８―311号　溝の口セントラルマンション
債務者　野口　幸恵
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１１６号
川崎市川崎区京町３丁目30番10号、前住所埼玉県戸田市美女木６丁目９番地２　グリーンハイツＢ―201号室
債務者　長谷川浩美
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第７４号
新潟市江南区梅見台３丁目２番５号　シンプルレジデンス103号、前住所秋田県大仙市大曲福見町７番16―３号
債務者　佐々木貴之
1　決定年月日時　平成27年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８９号
新潟市西区鳥原3799番地２
債務者　小林　秀之
1　決定年月日時　平成27年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９号
山梨県甲府市青葉町４番２号
債務者　河野　美希（旧姓西海）
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５４号
山梨県甲府市住吉１―２―20、住民票上の住所山梨県甲府市中央１丁目15番３号
債務者　渡邊　和夫
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２７０号
長野県松本市石芝３丁目15番Ｂ―101号
債務者　宮澤　美代
1　決定年月日時　平成27年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第２１号
三重県名張市つつじが丘南２番町６番地
債務者　**今中**ゑみ子
1　決定年月日時　平成27年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第１９号
滋賀県長浜市高月町馬上1207番地
債務者　立見　敏和
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２７年（フ）第３７号
兵庫県伊丹市鴻池３丁目11番５号　山中文化
債務者　荒木　浩吉
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第５７号
兵庫県宝塚市逆瀬台１丁目５番２―307号、前住所兵庫県宝塚市光ガ丘１丁目８番60号
債務者　坂田　和子
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第５２号
奈良県大和郡山市上三橋町156番地１
債務者　中村　　勇
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
奈良地方裁判所